

緊急事態宣言発出による福岡市の独自支援

2021年5月12日現在

事業者への支援 (2021年5月7日発表)

| | | | | | | |
|-------------------|------------------------|--|--|--|--|--|
| 給付・もらう | 店舗等への家賃支援 休業要請への協力 | 対象 | (1) 福岡県からの休業要請対象の飲食店 (2) 当該要請に協力し店内での飲食営業を休業した場合 他 (詳細な支給要件は市のHP等を参照ください。) |  休業要請への協力 店舗等への家賃支援(市のHP) | 連絡先 | 福岡市緊急経済対策 実行委員会 TEL 090-8403-7300 TEL 080-8574-9289 |
| | | 内容 | 店舗等の賃料1カ月分の5分の4(50万円を上限)を支給 | | 6月上旬頃受付開始予定 | |
| | 事業者への支援 売上が減少した | 対象 | 次の(1)と(2)の要件を両方満たす方 (1)緊急事態宣言の影響を受け売上が減少した事業者 (2)国や県の一時金等の対象とならない事業者 |  売上が減少した 事業者への支援 (市のHP) | 連絡先 | 福岡市緊急経済対策 実行委員会 TEL 090-8403-7300 TEL 080-8574-9289 |
| | | 内容 | (詳細は検討中のため、最新情報は市のHP等を参照ください。) | | 6月中旬頃受付開始予定 | |
| | 地域の飲食店を支える テイクアウト支援 | 対象 | (1) 福岡市内に店舗を有する中小企業・個人営業の飲食店 (2) 対象期間に10日以上、特典を付けてテイクアウト販売 他 (その他の条件は、市のHP等を参照ください。) |  地域の飲食店を支える テイクアウト支援(市のHP) | 連絡先 | 福岡市緊急経済対策 実行委員会 TEL 090-8403-7300 TEL 080-8574-9289 |
| 内容 | | (1) 10万円を支給 (2) 当該店舗情報をホームページ等で広報 | 5月下旬頃受付開始予定 | | | |
| 感染症対応 シテイ促進事業 | 対象 | 商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等 (最新情報は市のHP等を参照ください。) |  感染症対応シテイ 促進事業 (市のHP) | 連絡先 | 感染症対応シテイ 促進事業 事務センター TEL 092-707-3046 | |
| | 内容 | 感染症対策強化の取り組みにかかる導入経費や工事経費の3分の2、60万円(うち、物品・サービス導入経費は上限20万)を上限に支援 (詳細は市のHP等を参照ください。) | | 令和3年6月30日まで | | |
| 地域を支える商店街 支援事業 | 対象 | (1)感染症対策などに対応している加盟店の情報を、商店街等が 冊子・マップ・ウェブなどでPRする際の費用 (2)商店街等が、マスクやアルコール消毒液等を購入する際の費用 |  地域を支える 商店街支援事業 (市のHP) | 連絡先 | 経済観光文化局 総務・中小企業部 地域産業支援課 TEL 092-441-3303 | |
| | 内容 | 補助対象経費の5分の4(50万円を上限)を支給 | | 令和4年3月31日まで | | |

その他

| | | | | |
|-----------------------------------|----|--|-----|---|
| 医療従事者への特別 給付金 | 対象 | 新型コロナウイルスに感染した福岡市民の入院を受け入れた医療機関 | 連絡先 | 保健福祉局 健康医療部 医療事業課 TEL 092-711-4271 |
| | 内容 | 受入患者1名につき、30万円を給付 | | |
| 緊急事態宣言に伴う 保育所等従事者に対する 特別給付金 | 対象 | 緊急事態宣言の期間もこどもの保育や支援を行っている民間保育園や障がい児福祉サービス事業者など | 連絡先 | こども未来局 (連絡先は施設毎に異なります。詳細は市HP等を参照ください。) |
| | 内容 | 1施設当たり上限60万円を給付(施設規模による) | | |

お気軽にご相談、
お問合せください。



福岡市議会議員

よどがわ幸二郎

〒819-0002 福岡市西区姪の浜4丁目20-12-202

TEL (092) 407-1197

FAX (092) 407-1198

E-mail info@k-yodo.net



公式HP